

## 民泊ルール化に向けた課題一覧表

懸案事項	旅館業法施行令改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	国の最終報告書 (平成 28 年 6 月 20 日)	区から大臣あて要望事項▼ (9 月 14 日)
① 営業者・管理者について			
● 営業施設の管理者設置	—	◎新法で対応見込み	—
● 感染症の拡大防止措置	—	◎新法で対応見込み	
● 管理者の常駐	—	△家主不在型は管理者の登録義務化	▼「管理者」は、利用者本人であることを面接により直接、確認すること【再要望】
● 宿泊しようとする者との面接	—	△本人確認	
② 構造設備の許可基準について	《簡易宿所営業の基準緩和》		
● 延床面積	【政令】延床面積 33 m <sup>2</sup> 以上を、宿泊者 10 人未満の場合、一人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 以上に基準を緩和した。	—	—
● 玄関帳場等	【国通知】玄関帳場等の設置は管理上支障ない場合は不要(ただし条例で必置可)		
● 衛生措置	—	◎新法で対応見込み	

懸案事項	旅館業法施行令改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	国の最終報告書 (平成 28 年 6 月 20 日)	区から大臣あて要望事項▼ (9 月 14 日)
<p data-bbox="129 296 651 341"><b>③国が示す「一定の要件」について</b></p> <p data-bbox="129 405 271 440">●提供日数</p> <p data-bbox="129 600 271 635">●用途地域</p>	<p data-bbox="869 384 904 403">—</p> <p data-bbox="869 600 904 619">—</p>	<p data-bbox="1137 376 1451 411">△年間 180 日以下で制限</p> <p data-bbox="1108 576 1480 651">△住居専用地域でも可 (ただし条例で制限も可能)</p>	<p data-bbox="1507 376 2123 411">▼提供日数については、施設単位で制限すること</p> <p data-bbox="1507 555 2141 671">▼「地域の実情に応じて条例等で実施できないとする地域」は、「住居専用地域」だけでなく、その他の地域も自治体で制限が可能とすること</p>
<p data-bbox="129 743 618 788"><b>④近隣住民への説明について</b></p> <p data-bbox="129 852 495 887">●申請前の近隣住民への説明</p> <p data-bbox="129 1015 667 1090">●管理組合の利用規約や賃貸借契約に違反していないことの確認</p> <p data-bbox="129 1185 667 1260">●利用者及び近隣住民が認識できるよう看板の掲示</p>	<p data-bbox="869 831 904 850">—</p> <p data-bbox="707 991 1084 1107">【国通知】賃貸借契約・管理規約に反していないことの確認をすること</p> <p data-bbox="869 1209 904 1228">—</p>	<p data-bbox="1272 831 1308 850">—</p> <p data-bbox="1108 1034 1361 1069">◎新法で対応見込み</p> <p data-bbox="1108 1209 1361 1244">◎新法で対応見込み</p>	<p data-bbox="1507 767 2141 922">▼住宅を提供しようとする者は、事前に近隣住民に対し「標識設置」及び「説明会」を行うこととし、「意見申出」があった場合は対処すること <b>【再要望】</b></p> <p data-bbox="1809 1129 1845 1149">—</p>

懸案事項	旅館業法施行令改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	国の最終報告書 (平成 28 年 6 月 20 日)	区から大臣あて要望事項▼ (9 月 14 日)
<p>⑤ 処分・罰則について</p> <p>●施設の立入権限、罰則適用等</p>	—	<p>△「住宅提供者」については検討事項となっている (「管理者」は新法で対応見込み)</p>	<p>▼「住宅提供者」、「管理者」及び「仲介事業者」が遵守すべき事項について、不利益処分の規定や罰則等を設けること</p>
<p>⑥ 仲介業者の規制について</p> <p>●法的手続きと罰則適用</p>	—	◎新法で対応見込み	
<p>⑦ 行政庁の事務対応について</p> <p>●届出内容の公表</p> <p>●十分な施行準備期間</p> <p>●仲介事業者や提供日数に関する広域的対応</p>	—	—	<p>▼行政庁は、登録及び届出された内容について、公表を原則とすること</p> <p>▼法の施行に当っては、十分な準備期間を設けること</p> <p>▼「仲介事業者」の登録事務や、提供日数を監視することは、自治体での実施が困難であるため、国による広域的体制で対応すること</p>

懸案事項	旅館業法施行令改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	国の最終報告書 (平成 28 年 6 月 20 日)	区から大臣あて要望事項▼ (9 月 14 日)
<p data-bbox="129 293 580 336">⑧関係法令の調整について</p> <p data-bbox="129 405 672 480">●省庁間協議を行い、建築基準法、消防法等の関係法令の調整を行うこと</p>	<p data-bbox="875 411 904 427">—</p>	<p data-bbox="1279 411 1308 427">—</p>	<p data-bbox="1509 344 2141 456">▼建物の安全を確保するため、厚生労働省、国土交通省及び消防庁等の関係省庁が協議を行い、建築基準法、消防法等の関係法令の調整を行うこと</p> <p data-bbox="1541 469 1653 496">【再要望】</p>
<p data-bbox="129 587 616 630">⑨旅館業法の見直しについて</p> <p data-bbox="129 743 468 770">●法及び政令改正案の提示</p>	<p data-bbox="875 730 904 746">—</p>	<p data-bbox="1111 639 1476 834">○旅館業法の見直しを検討 ・ホテル/旅館営業の一本化 ・宿泊拒否規定の見直し ・無許可営業への罰則や報告徴収・立入権限の見直し</p>	<p data-bbox="1509 683 2141 794">▼旅館業法の現行の規定には、条例に委任している事項が広範にあるため、政令の改正案に関しても、事前に提示すること</p>